

議案才二七号

三朝町税条例の一部を改正する条例について

三朝町税条例の一部を別紙のように改正するものとする

昭和三十八年三月十一日 提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和三十三年三朝町税条例第一号）の一部を次のように改める

第三十四条の七第一項中「三〇〇円」を「六〇〇円」に改める

第三十四条の七第二項中「八〇〇円」を「一六〇〇円」に「五〇〇円」を「八〇〇円」に改める

第三十四条の七第三項中「三〇〇円」を「六〇〇円」に改める

第三十六条の二第一項中「一八万円」を「九万円」に改める

第一百二十条中「百分の三」を「百分の二」に改める

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十八年四月一日より適用する
る昭和三十七年度以前の町税については尚従前の例による